

門真市子育て世帯等空き家利活用補助を 改正しました。

子育て世帯や若者世帯を対象に、戸建ての空き家のリフォーム工事費用に対しての補助制度を実施しています。

令和6年4月1日より、補助対象要件(市内に居住している方)を追加しました。
※門真市内への転入や定住を促すため、市外に居住している方には重点補助します。

<補助対象者>

交付申請日時点で、次のいずれかを満たすこと

- ・子育て世帯(18歳以下の子を持つ世帯)
- ・若者世帯(40歳未満の夫婦)



<補助対象の空き家>

- ・門真市内にある昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた戸建ての空き家であること(敷地面積が45平方メートル以下は対象外)
- ・交付申請日より、1年以内に取得している又はこれから取得する空き家であること(売買に限る)

<施工業者の選定>

- ・建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により許可を受けた営業所の所在地が本市の区域内にある事業者であること

項	補助対象要件	補助対象額
①	市外に居住(交付申請時点)	次に掲げる額のうち、最も少ない額とする ・補助対象費用に3分の2を乗じて得た額 ・100万円
②	市内に居住(交付申請時点)	次に掲げる額のうち、最も少ない額とする ・補助対象費用に2分の1を乗じて得た額 ・50万円

※対象要件確認のため申請前に必ずご相談ください。

門真市中町1-1
門真市 まちづくり部 都市政策課
TEL:06-6902-6238(直通)
FAX:06-6902-1323
メール:tos02@city.kadoma.osaka.jp

お問い合わせ

